

扱い 平成22年10月1日(金) 解禁

平成22年9月29日(水)

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所

記者発表資料

H22神奈川新町他歩道橋整備工事で  
「間接工事費実績変更方式」、「難工事指定」を試行

昨今、工事発注において予定価格超過や入札参加者がいないことなどを理由として、入札のとりやめや不調となる工事が相次いでいることから不調不落対策を試行しております。

今回発注する「H22神奈川新町他歩道橋整備工事」については、これまでに手続きを実施した同様の工事が不調となっており、標準的な積算と当該現場の見積り（実勢価格）に乖離が生じていると考えられることから、以下の試行を行います。

①「間接工事費実績変更方式」

本工事は交通量が多い市街地で行う工事であり、資材運搬、交通規制において作業効率が低下し標準的な積算と施工実績に乖離が予想されるため、その妥当性を確認のうえ実績により共通仮設費（率分）を変更する「間接工事費実績変更方式」を試行します。

②「難工事指定」

本工事は、通常の工事と比較して施工条件が厳しく作業効率が悪い工事を一定以上の工事成績で完成させた場合に、「難工事施工実績評価対象工事（試行）」において「総合評価項目に難工事施工実績あり」として加点対象とする「難工事指定」の試行対象工事とします。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 神奈川県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局

技術管理課 課長補佐

技術調査課 建設専門官

横浜国道事務所 電話

計画課長

交通対策課長

あらい ただし

新井 正 (電話048-600-1331)

よしみ せいたろう

吉見精太郎 (電話048-600-1332)

045-311-2981 (代)

ひらいわ

平岩 洋三 (内線261)

たきざわ

滝沢 貞男 (内線471)

間接工事費実績変更方式  
について

対象工事の内容について

## 《間接工事費実績変更方式の工事概要》

- (1) 工 事 名 : H22 神奈川新町他歩道橋整備工事
- (2) 工事場所: 横浜市神奈川区神奈川新町 他 1 箇所
- (3) 工 期: 契約の翌日から平成23年6月30日まで(予定)
- (4) 入札方式: 一般競争入札 総合評価落札方式(標準Ⅱ型)  
施工体制確認型
- (5) 工事種別 : 一般土木工事(B等級、C等級)

### (6) 工事内容(概要)

#### 【箇所1 神奈川新町歩道橋】

- ①橋脚下部工(場所打ち杭) 6基      ②橋台工 3基  
③場所打ち杭  $\phi 1500$  L=16.5m 2本       $\phi 1500$  L=16m 1本  
 $\phi 1200$  L=16.5m 1本       $\phi 1200$  L=16m 2本  
④コンクリート工 約66m<sup>3</sup>      ⑤鉄筋工 約5.6t      ⑥型枠工 1式  
⑦土工 1式      ⑧仮設工 1式      ⑨線形改良工 1式

#### 【箇所2 神奈川二丁目歩道橋】

- ①橋脚下部工(既製杭) 5基      ②橋台工 2基      ③EV基礎工(既製杭) 2基  
④回転圧入鋼管杭  $\phi 400$  L=12m 12本       $\phi 400$  L=11m 2本  
 $\phi 400$  L=10.5m 4本  
⑤橋脚撤去工 1基      ⑥階段撤去工 1箇所      ⑦コンクリート工 約44m<sup>3</sup>  
⑧鉄筋工 約2.8t      ⑨型枠工 1式      ⑩土工 1式  
⑪仮設工 1式      ⑫線形改良工 1式      ⑬仮設高欄設置工 1箇所

歩道橋詳細設計 1式

- (7) 実績により変更を行う工種「間接工事費実績変更方式」  
・ 共通仮設費(率分)のうち、運搬費、安全費

### (8) 実績により変更を行う理由

本工事は、国道15号神奈川新町歩道橋および神奈川二丁目歩道橋のバリアフリー化(架替及びエレベータ設置)を図るため、道路線形改良及び歩道橋下部工事を行うものです。

当該施工箇所は、交通量が多い現道上を規制しながらの工事のため、車道・歩道利用者への影響が大きく、また、撤去鋼材運搬や交通規制において作業効率が低下する事が考えられ、標準的な積算と実勢価格に乖離が生じることが予想されるため、「間接工事費実績変更方式」を試行するものです。

### (9) スケジュール

- 入札公告: 平成22年10月 1日  
○入 札 日: 平成22年11月15日